



2022年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社フェリシモ

代表者名 代表取締役社長 矢崎 和彦 (コード:3396 東証スタンダード市場) 問合せ先 新賀コーポレートスタイルデザイン本紙 荒 岡 芳彦

(TEL. 078 - 325 - 5555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、定款一部変更に関して 2022 年 5 月 26 日開催予定 の第 57 期定時株主総会へ付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の とおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

取締役会決議 2022 年 4 月 21 日 (木) 株主総会決議 2022 年 5 月 26 日 (木) 定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 26 日 (木)

以上



(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示) 第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、 連結計算書類および事業報告に記載ま たは表示すべき事項に係る情報を、法務 省令の定めるところにより、インターネ ットで開示することができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。附則 第 2 条 現行定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
	3. 本条の規定は、2022年9月1日から6 か月を経過した日または前項の株主総 会の日から3か月を経過した日のいず れか遅い日後にこれを削除する。

以 上